

【農地等の利用状況報告書添付書類等】

農地の権利を有している農地所有適格法人以外の法人（解除条件付法人）は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に、事業の状況を記載した報告書を必要な添付書類を付して農業委員会に提出していただくこととなっております。（農地法第 6 条）

報告の提出が無い場合には、過料（農地法第 68 条）が課されることとなっており、毎年国から提出状況の調査が行われております。

そのため、提出遅れの無いようお願いします。

◎提出書類（農地所有適格法人以外）

- （１）農地等の利用状況報告書
- （２）定款又は寄付行為の写し
- （３）法人の登記簿の写し

提出先

〒 2 7 8 - 8 5 5 0

千葉県野田市鶴奉 7 - 1

野田市役所 農業委員会事務局

電話：04-7123-2128

メール：nougyou@mail.city.noda.chiba.jp